

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 障がいのある学生支援に関する方針

1. 基本理念

聖徳大学・聖徳大学短期大学部（以下「本学」）は、本学で学ぶ学生、及び入学志願者が、建学の精神「和」のもと、障がいの有無やその程度によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら学びあう大学として、「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障がいのある学生支援の充実に努める。

2. 支援対象

本学が支援の対象とする「障がいのある学生」とは、「障害者基本法」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等に起因する障害を含む）がある者であって、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とする。

3. 支援方針

本学は、上記基本理念及び以下の方針に従い、障がいのある学生に対して、必要かつ個別のニーズに応じて、本学の体制面、財政面において、均衡を失し、または過度の負担とならない合理的配慮に基づく支援を行うこととする。なお、この支援を行うにあたっては、教育に関する三つのポリシーや授業のシラバスに沿って、本人と大学が建設的な対話をとおして相互理解を行いながら進めるものとする。

- (1) 受験前の相談から、受験に関して、原則として本人からの事前の申請に基づき、障がいの状態や程度に応じて、特別措置を決定する。
- (2) 合格から入学までの受け入れ及び入学後に関して、原則として本人からの申請に基づき、学修の機会、大学生活に関する事項について、合理的な配慮を行う。
- (3) 特別措置や合理的配慮の内容については、本人及び保護者等との共通理解を図った上で、決定する。
- (4) 学生が学内で安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、環境整備に努める。
- (5) 学生・教職員の理解促進・意識啓発を図る。
- (6) 本方針及び支援内容等の情報を公開する。

4. 支援体制

障がいのある学生支援に関する方針及び支援内容等を検討、実施するため「学生支援ワーキング」を設置し、学生支援課が中心となって学内の各組織が連携・協働して行う。

- (1) 受験前から入学までの受け入れに関しての申請窓口を入学センターに設ける。
- (2) 在学生支援の申請窓口を学生支援課に設ける。

5. 支援内容

この支援内容については必要に応じて見直すこととする。

(1) 入学者選抜時における支援

- ・構内への家族による送迎（車両の乗り入れ等）への配慮
- ・障がい者用トイレ近くの試験場
- ・座席位置の配慮
- ・担当者の配置
- ・障がい者用プリントの配布

(2) 修学支援

- ・パソコンティク
- ・教材提示方法、教材内容に関する配慮
- ・必要に応じた定期試験での別室受験、座席の配慮
- ・パソコン使用の配慮許可

(3) 学生生活支援

- ・通学時の家族による送迎（車両の乗り入れ等）への配慮
- ・担当者の配置
- ・学生寮における支援（個別相談）

(4) キャリア（進路・就職）支援

- ・障がい者雇用企業の紹介
- ・担当者の配置
- ・外部支援機関との情報共有
(障がい者支援センター・企業説明会のポスター・チラシを案内)

(5) キャンパス環境の整備

- ・建物入口等のスロープ・エレベーター点字表示
- ・図書館内の車イス対応閲覧室
- ・メディアホール内の車イス対応観覧スペース
- ・多目的トイレ